

事務連絡
令和4年7月15日

(重要) 本事務連絡は、7月15日(金)付で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」の内容等について周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)の改定が行われました。

改定された対処方針に基づき、令和4年7月15日付で内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」(以下「内閣官房事務連絡」という。)が発出されております。

これらを踏まえたイベント開催にあたっての留意事項等についてお知らせいたします。

内閣官房事務連絡は、令和4年7月14日に行われた新型コロナウイルス感染症対策分科会(第17回)においてとりまとめられた「感染拡大防止のための効果的な換気について」の提言内容を踏まえた効果的な換気のポイントに係る資料(内閣官房事務連絡「別紙5」)を添付するなど、イベント開催等における必要な感染防止策に係る内容を更新したものです。

イベント等の開催制限に係る規模要件等については、従前の取扱いに変更ありません。

各団体におかれましては、これらの内容について改めて御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、各事業者・業界におい

て定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

なお、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP 等で公表することとなっております（当該チェックリストについては、イベント終了日より1年間保管することとされている）ので、これまでも適切にご対応いただいていると思いますが、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

また、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和4年7月15日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第94回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040715.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年7月15日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf

(新旧対照表)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220715.pdf

- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年7月15日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）（令和4年7月15日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220715.pdf

- ・令和4年7月14日 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin.html>

本件連絡先 文化庁政策課 電 話：03-6734-2809（直通） メー ル：s-kikaku@mext.go.jp
--